



避難確保計画の策定について

岐阜市 危機管理課

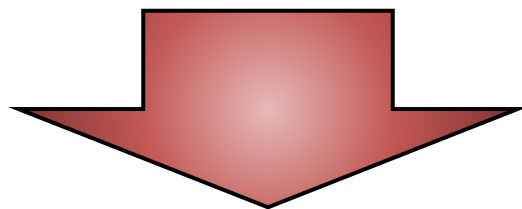


避難確保計画の概要



避難確保計画とは

浸水や土砂災害が想定される地域における
要配慮者利用施設において、洪水時、土砂
災害時における円滑かつ迅速な避難の確保
を図るために必要な計画



災害から、施設利用者の安全を守る
重要な計画！



避難確保計画策定の背景

大規模な洪水被害が頻繁に起きるようになった。



要配慮者利用施設における**逃げ遅れによる被害**が起きるようになった。



気候変動により増大する災害リスクに対応するためには、
行政によるハード整備・ソフト対策に加えて、
市民の自助・共助が不可欠

(民間の自助・共助として)

**要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画を作成し、
避難訓練を実施することを義務化 (H29.6)**

根拠法令

＜洪水浸水想定区域＞

水防法 第15条の3

＜土砂災害警戒区域＞

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条の2

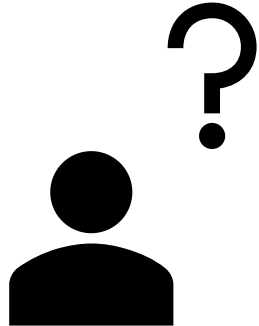
GIFU CITY



計画作成にあたって

避難確保計画の提出義務がある施設とは...

浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に位置し、岐阜市地域防災計画に記載がある、要配慮者利用施設



わたしたちの施設は作成義務があるのか？確認したい。



避難確保計画の作成義務 があるかの確認方法

岐阜市 岐阜市公式HPで岐阜市地域防災計画を確認する

現在の位置： [トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [防災](#) > [防災に係る調査・計画](#) > 岐阜市地域防災計画

岐阜市地域防災計画



ページ番号10014 更新日 令和6年6月26日

印刷 大きな文字で印刷

くらし・手続き

防災

▶ 防災に係る調査・計画

- 岐阜市の備蓄状況（備蓄計画等）

岐阜市地域防災計画

岐阜市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、岐阜市防災会議が岐阜市地域防災計画の策定に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心に、防災関係機関と市民の積極的な協力を図り、総合的な計画を定めたものである。

- ヘリコプターの活用について修正
- 地震情報の発表、緊急地震速報の伝達方法など

地域防災計画（令和6年度版）

一般対策計画

暴風、豪雨、洪水等の異常な自然現象による災害、大規模な火災、大規模な地震による災害を想定し、その防災計画を定めるものである。

- [一般対策計画（全体版）（PDF 8.9MB）](#)
- [一般 目次（PDF 124.9KB）](#)
- [一般 第1章 総則（PDF 10.0KB）](#)
- [一般 第2章 災害予防（PDF 758.5KB）](#)
- [一般 第3章 災害応急対策（PDF 3.3MB）](#)
- [一般 第4章 災害復旧（PDF 306.3KB）](#)
- [一般 巻末資料（PDF 4.1MB）](#)

岐阜市公式ホームページ上で
「岐阜市地域防災計画」のページに
進みます。

地域防災計画（〇〇年度版）

一般 巻末資料

↑要配慮者利用施設一覧が確認可能

岐阜市地域防災計画の要配慮者利用施設一覧

市計画2-8(P44)
市計画2-24(P80)
市計画3-16(P239)

要配慮者利用施設一覧 (L2 対応)

区分	事業所名	事業所住所	電話番号	浸水想定区域							土砂災害警戒区域
				基浜	河川	海岸	低地	河川	水害	その他	
介護老人福祉施設			239-8830				○				
介護老人福祉施設			244-3500								
介護老人福祉施設			251-5561	○	○						
介護老人福祉施設			9721								○
介護老人福祉施設											○
介護老人福祉施設											○
介護老人福祉施設			241-7676							○	
介護老人福祉施設			238-8800								○
介護老人福祉施設			234-2376	○	○		○				
介護老人福祉施設			297-2525	○							
介護老人福祉施設			241-2100	○							

・浸水想定区域欄に「○」がある施設
→ 洪水に対しての避難確保計画の作成が必要

・土砂災害警戒区域欄に「○」がある施設
→ 土砂災害に対しての避難確保計画の作成が必要

・浸水・土砂両方に「○」がある施設
→ 洪水、土砂災害に対しての避難確保計画の作成が必要



避難確保計画の作成準備

ハザードマップの確認



岐阜市
Gifu City

Foreign language 読み上げ
あ 文字サイズ・配色の変更 もしもの時は 目的別検索

くらし・手続き | 子育て・教育 | 健康・福祉 | 観光・文化・スポーツ | 産業・ビジネス | 市政情報 | よくある質問

現在の位置: [トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [防災](#) > 岐阜市総合防災安心読本

岐阜市総合防災安心読本



ハザードマップ

市域を11のブロックに区分し、各災害種別のハザードマップをとりまとめています。

[各ハザードマップの解説 \(P54\)](#) (PDF 676.4KB)

利用にあたっての注意点

土砂災害（特別）警戒区域は、岐阜県が基礎調査の結果に基づき追加・見直しを行う場合があります。
この区域は岐阜県の公表ページ「[ぎふ山と川の危険箇所マップ](#)」でご確認ください。

[ぎふ山と川の危険箇所マップ \(外部リンク\)](#)

なお、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設は、岐阜市地域防災計画の巻末資料で確認できます。

[岐阜市地域防災計画](#)

中心部

[\(1\)金華・京町・明德・本郷 \(PDF 15.6MB\)](#)

[\(2\)梅林・白山・華陽・徹明・木之本 \(PDF 15.3MB\)](#)

北部1

岐阜市公式ホームページ上で、
「**岐阜市総合防災安心読本**」の
ページに進みます。

ページ内に洪水や土砂災害の
ハザードマップが**地区ごとに**
掲載されています。



洪水ハザードマップ



・岐阜市総合防災安心読本のハザードマップは概ね1000年に1度程度起こる洪水により河川が氾濫した場合に想定される浸水状況の確認ができます。

・施設の避難場所や避難場所への避難経路を検討する際に使用します。

GIFU CITY



土砂災害ハザードマップ



・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)が表示されています。これらは土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊の観点から、それぞれの基準に基づき指定されています。

・施設の避難場所や避難場所への避難経路を検討する際に使用します。

避難確保計画の様式

 **岐阜市**
Gifu City

Foreign language | 読み上げ | ああ 文字サイズ・配色の変更 | もしもの時は | 目的別検索

くらし・手続き | 子育て・教育 | 健康・福祉 | 観光・文化・スポーツ | 産業・ビジネス | 市政情報 | よくある質問

現在の位置： [トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [防災](#) > [災害への備え](#) > [要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等](#)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等

ページ番号1001419 | 更新日 令和5年10月25日

印刷 | 大きな文字

くらし・手続き

- 防災
- 災害への備え
- 帰宅困難者対策

様式・記載例

避難確保計画の様式

-  [\(様式\) 社会福祉施設 避難確保計画 \(Excel 854.6KB\)](#) 
-  [\(様式\) 学校 避難確保計画 \(Excel 904.9KB\)](#) 
-  [\(様式\) 医療施設 避難確保計画 \(Excel 905.5KB\)](#) 
-  [避難確保計画 \(非常災害対策計画を含む\) チェックリスト \(Word 52.9KB\)](#) 

避難確保計画の記載例

-  [\(記載例\) 社会福祉施設 避難確保計画 \(PDF 574.2KB\)](#) 
-  [\(記載例\) 学校 避難確保計画 \(PDF 574.1KB\)](#) 
-  [\(記載例\) 医療施設 避難確保計画 \(PDF 574.6KB\)](#) 

岐阜市公式ホームページ上で、
「**要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成等**」の
ページに進みます。

ページ内に避難確保計画の
様式があります。



避難確保計画の提出様式について

赤枠内の様式を岐阜市に提出してください。

様式編 目次

青色の書類は市町村長に提出してください。

自衛水防組織の有無によって、下記の表をコピーして使用してください。

自衛水防組織を設置する場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	3
2	計画の報告	様式1	3
3	計画の適用範囲	様式1	3
4	防災体制	様式2	4～5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
-	自衛水防組織活動要領	別添	14
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	15
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	15
-	施設周辺の避難地図	別紙1	-

自衛水防組織を設置しない場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	3
2	計画の報告	様式1	3
3	計画の適用範囲	様式1	3
4	防災体制	様式2	4～5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	9
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	11
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	11
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	12
15	防災体制一覧表	様式12	13
-	施設周辺の避難地図	別紙1	-

市町村長への提出は不要

岐阜市へ提出

市町村長への提出は不要

岐阜市へ提出

CITY



避難確保計画の作成

(岐阜市に提出する様式)



【様式1】計画の目的、報告、適用範囲

・平日と休日、昼間と夜間の利用者と従業員数を入力してください。

・利用者数は想定される最大の利用者数を入力してください。

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・内水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

	施設の状態			
	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 27 名	約 9 名	約 名	約 名
夜間	約 9 名	約 2 名	約 名	約 名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

※休日は訪問介護を実施、利用者はいない



【様式1】計画の目的、報告、適用範囲

昼間	約	27	名	約	9	名	約		名	約		名
夜間	約	9	名	約	2	名	約		名	約		名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

※休日は訪問介護を実施、利用者はいない

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。

または午前 8 時の時点で、全県下又は「〇〇市」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

岐阜市

暴風警報又は特別警報
大雨警報又は特別警報
洪水警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休

**暴風、大雨、洪水警報等の気象警報等が
発表された場合、通所部門を事前休業
することが考えられます。
施設の営業時間、利用者の特性等に応じ、
入力してください。**

【様式2】防災体制

4 防災体制

《自衛水防組織を設置する場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・□□川（□□堤防） 避難注意報発表 （避難注意水位○.○○m）	注意 レベル2 体制確立	洪水干渉等の情報収集 使用する資材の準備 誘導者・東家等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 ※状況によって避難誘導の準備開始	総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難の命令 ・洪水警戒報発表 ・□□川（□□堤防）避難警戒 情報発表 （避難準備水位○.○○m）	警戒 レベル3 体制確立	要配慮者の避難誘導開始	避難誘導班（避難誘導要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の命令 ・□□川（□□堤防）避難危険 情報発表 （避難危険水位○.○○m） ・□□川（□□堤防）避難準備 警戒水位到達 ・避難危険時最大雨量情報	非常 レベル4 体制確立	施設運営委員の避難完了	避難誘導班（避難誘導要員）

レベル2 注意体制
→気象情報等の情報収集の
段階

レベル3 警戒体制
→避難の準備を行う段階及び
施設利用者の避難行動を開始
し、完了させる段階

レベル4 非常体制
→施設全体の避難行動を完了
する段階（逃げ遅れた場合は
屋内安全確保を行う段階）

【様式2】防災体制

体制確立の判断時期

以下のいずれかに該当する場合

- ・洪水注意報発表
- ・〇〇川（〇〇地点）
氾濫注意情報発表
（氾濫注意水位〇.〇〇m）

以下のいずれかに該当する場合

- ・高齢者等避難の発令
- ・洪水警報発表
- ・〇〇川（〇〇地点）氾濫警戒
情報発表
（避難判断水位〇.〇〇m）

以下のいずれかに該当する場合

- ・避難指示の発令
- ・〇〇川（〇〇地点）氾濫危険
情報発表
（氾濫危険水位〇.〇〇m）
- ・〇〇川（〇〇地点）避難判断
参考水位到達
- ・記録的短時間大雨情報

注意
体制
確立
レベル2

警戒
体制
確立
レベル3

非常
体制
確立
レベル4

洪水予報等の情報収集

総括・情報班（情報収集伝達要員）

体制確立の判断時期

・洪水、土砂災害それぞれの例を参考に入力してください。

・各段階の防災体制確立の判断基準の目安になる情報は複数あります。
普段から情報の内容を理解し、防災体制確立の判断基準として設定しておきましょう。

GIFU CITY

【様式2】防災体制（体制確立の判断時期補足説明①）

洪水の避難確保計画では対象河川の観測地点を確認する必要があります。

〇〇川（〇〇地点）

地域防災計画の要配慮者利用施設一覧の浸水想定区域に〇がついている河川（複数ある場合もあります）

岐阜県川の防災情報(Webサイト)で調べる。

<https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>

岐阜県 川の防災情報

ホーム マップ **水位** 雨量 ダム 橋門・排水機場 カメラ画像 発表情報

警戒情報があります 発表情報: 水防警報なし 氾濫注意なし 氾濫警戒なし 氾濫危険なし 氾濫発生なし Language

水位 ヘルプ

現況	経過	基準値超過				
基準水位あり	流域名	河川名	所在地	観測局名	現在水位	増減
○	長良川流域	長良川	郡上市	稲成	0.43	→
○	木曽川流域	木曽川	可児市	今渡	1.20	↑
○	木曽川流域	木曽川	犬山市	犬山	1.43	→
○	木曽川流域	木曽川	一宮市	起	-1.68	→
					0.13	→
					0.44	→
					0.57	→
					0.83	→
					-0.16	↑
					-2.55	↑
					-2.91	→

①「水位」をクリック。

②地域防災計画の要配慮者利用施設一覧の浸水想定区域に〇がついている河川の中で施設の近くの観測局をさがす。
(ページ上段「マップ」で観測局の位置が確認できます。)

【様式2】防災体制（体制確立の判断時期補足説明②）



岐阜県

川の防災情報

 ホーム
  マップ
  水位
  雨量
  ダム
  樋門・排水機
  カメラ画像
  発表情報
  メニュー


 警戒情報があります

発表情報：

水防警報なし
 氾濫注意なし
 氾濫警戒なし
 氾濫危険なし
 氾濫発生なし

Language

水位

ヘルプ

現況

経過

基準値超過

観測日時

2023/01/14 16:20

観測局

地区・事務所

全て

所管

全て

表示内容

☒ 現況のみ
 ☐ 現況および過去水位

基準水位あり	流域名	河川名	所在地	観測局名	現在水位	増減
☐	長良川流域	長良川	郡上市			
☐	木曽川流域	木曽川	可児市			
☐	木曽川流域	木曽川	犬山市			
☐	木曽川流域	木曽川	一宮市			
	木曽川流域	阿木川	中津川市			
	木曽川流域	阿木川	恵那市			
☐	木曽川流域	阿木川	恵那市	太門	0.57	→
	木曽川流域	岩村川	恵那市	下切	0.83	→
☐	長良川流域	長良川	岐阜市	芥見	-0.16	↑
☐	長良川流域	長良川	岐阜市	忠節	-2.55	↑
☐	長良川流域	長良川	大垣市			

2023/01/14 16:20
 表示範囲
 2時間 (10分)

忠節 (ちゅうせつ)
 岐阜市忠節町5丁目地先

発表情報はありません

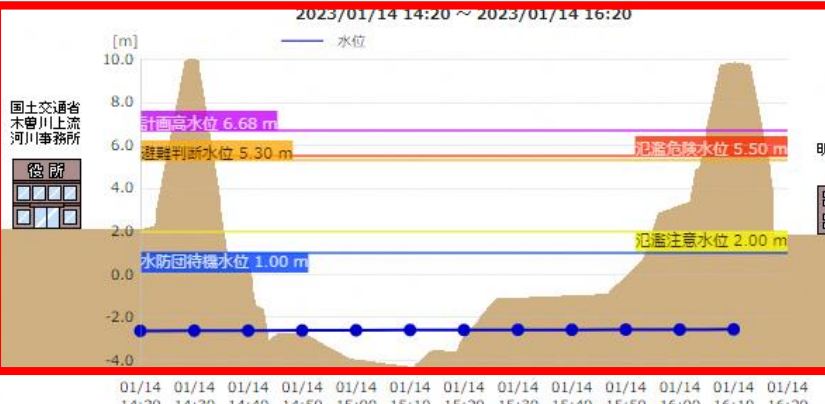
01/14 16:20 時点水位

流域名	長良川流域
河川名	長良川
計画高水位	6.68 m
きめ細かな水位Gp4	▲
きめ細かな水位Gp3	▲
きめ細かな水位Gp2	▲
氾濫危険水位	5.50 m
避難判断水位	5.30 m
出勤水位	3.50 m
氾濫注意水位	2.00 m
水防回待機水位	1.00 m
零点高	12.56 m

観測日時
 水位
 増減

国土交通省
 木曽川上流
 河川事務所

2023/01/14 14:20 ~ 2023/01/14 16:20



※参考「きめ細かな水位情報の提供について」

③施設の近くの観測局名をクリック。

④氾濫注意水位・避難判断水位・氾濫危険水位が表示されているかを確認する。
→表示されていればその観測局を体制確立の判断に使用する観測局とする。（「〇〇地点」とする）

【様式2】防災体制（体制確立の判断時期補足説明③）

【参考】

氾濫注意水位・避難判断水位・氾濫危険区域が設定されている観測局（一部紹介）

★長良川 ... 忠節地点、芥見地点

★木曽川 ... 笠松地点

★境川 ... 馬橋地点

★板屋川 ... 御望地点

★伊自良川 ... 古川橋地点

★鳥羽川 ... 東深瀬地点

観測局が不明な場合や、「要配慮者利用施設一覧」で「中小河川」が該当し、河川名が不明な場合は岐阜市危機管理課もしくは岐阜市の所管課にお尋ねください。

【様式2】防災体制

役割分担】

体制

レベル2
注意体制

レベル3
警戒体制

レベル4
非常体制

活動内容

対応班（要員）

洪水予報等の情報収集

使用する資器材の準備

保護者・家族等への事前連絡

周辺住民への事前協力依頼

※状況によって避難誘導の準備開始

総括・情報班（情報収集伝達要員）

避難誘導班（避難誘導要員）

総括・情報班（情報収集伝達要員）

総括・情報班（情報収集伝達要員）

避難誘導班（避難誘導要員）

要配慮者の避難誘導開始

避難誘導班（避難誘導要員）

施設職員全員の避難完了

避難誘導班（避難誘導要員）

・洪水、土砂災害
それぞれの例を
参考にして入力
してください。

・それぞれの活動
内容の対応者を
右の対応班（要員）
欄に入力してくださ
い。

GIFU CITY



【様式3】情報収集・伝達

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法（例）
洪水予報等	気象警報、津波情報	テレビ・ラジオ インターネット 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/jma/index.html)
	洪水予報、水位到達情報	電子メール（ぎふ川と道のアラームメール） インターネット ■岐阜県 川の防災情報 (#/">http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/index.html#/#/) ■国土交通省HP「川の防災情報」 (https://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGai/kyo.do) ■気象庁HPの洪水予報のサイト (http://www.jma.go.jp/jp/flood/)
	土砂災害警戒情報	インターネット ■ぎふ土砂災害警戒情報ポータル (https://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/web_public/top/top.html)
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視 (但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視 (但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)

・停電時には、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報収集をすることになるため、乾電池、バッテリー等を備蓄しておきましょう。

・いつでも情報収集できるように、webサイトやアプリをお気に入りに登録しておきましょう。



【様式3】情報収集・伝達

提供している情報に加え、雨の降リ方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な崩落の
無いか等、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式11

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の
情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、
「**A会** 避難場所」へ避難する。利用者引き渡しは **A会** (避難場所) において
行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

※実際に避難する場所の名称を記載して下さい。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式8

「緊急連絡網」⇒様式9

・避難する場合には、「利用者緊急連絡先一覧表」(様式8)に基づき、
利用者の家族等に対し「〇〇公民館(避難場所)へ避難する。利用者
引き渡しは〇〇公民館(避難場所)において行う。利用者の引き渡し
開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡しましょう。



【様式4】避難誘導

避難場所

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所1（浸水想定区域外の関連施設等）

	避難場所名称	移動距離		移動手段	
				徒歩	車両
施設名（洪水）	A会（系列グループホーム）	2,000	m	☐	☒ 4 台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500	m	☒	☒ 4 台

※上記の避難先でL2の降雨に対応していない場合は、対応していない旨の記載をする。

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離		移動手段	
				徒歩	車両
施設名（洪水）	C高校（体育館）	500	m	☒	☒ 4 台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500	m	☒	☒ 4 台

※上記の避難先でL2の降雨に対応していない場合は、対応していない旨の記載をする。

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設	2	階
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	本施設（斜面の反対側）	2	階

※建物名称は、複数の建物がある場合や日替りしている名称がある場合に記載する。

※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

※上記の避難先でL2の降雨に対応していない場合は、対応していない旨の記載をする。

3) 近隣の安全な場所※

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「○○公園」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

・浸水想定区域、土砂災害警戒区域外に位置する系列施設等への立ち退き避難（水平避難）、最寄りの指定緊急避難場所及び指定一般避難所への立ち退き避難（水平避難）、施設の上階等への屋内安全確保（垂直避難）を検討し設定します。

・災害時、状況に応じて避難場所を選択できるように複数の避難場所を考えてください。



【様式4】避難誘導

移動手段

・自力で避難することが困難な利用者を避難場所に搬送する手段として、搬送用車両を準備しておく必要があります。

・自力で避難が可能な人と避難補助が必要な人を事前にグループ分けし、非常時に一目でわかるよう腕章やビブス等を準備しておく効果的です。

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所1（浸水想定区域外の関連施設等）

	避難場所名称	移動距離		移動手段	
				徒歩	車両
施設名（洪水）	A会（系列グループホーム）	2,000	m	☐	☒ 4 台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500	m	☒	☒ 4 台

※上記の避難先でL2の降雨に対応していない場合は、対応していない旨の記載をする。

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離		移動手段	
				徒歩	車両
施設名（洪水）	C高校（体育館）	500	m	☒	☒ 4 台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500	m	☒	☒ 4 台

※上記の避難先でL2の降雨に対応していない場合は、対応していない旨の記載をする。

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設	2	階
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	本施設（斜面の反対側）	2	階

※建物名称は、複数の建物がある場合や日替りしている名称がある場合に記載する。

※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

※上記の避難先でL2の降雨に対応していない場合は、対応していない旨の記載をする。

3) 近隣の安全な場所※

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「〇〇公園」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等



【様式4】避難誘導

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

※上記の避難先でL2の降雨に対応していない場合は、対応していない旨の記載をする。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直し

【施設周辺の避難地図】 ⇒ 別紙 1

対応別避難誘導一覧表 ⇒ 様式 1 1

避難経路

- ・避難地図は避難場所と避難経路を記入してください。
- ・避難地図は計画に添付するとともに、施設内への掲示・職員への配布が有効です。

(別紙1)施設周辺の避難地図





【様式5】 避難の確保を図るための施設の整備

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

※用者にあわせた器具や食事の提供が必要となる場合がある。避難場所での生活に必要な備品などに配慮する。

避難確保資器材一覧（例）

	備品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、 懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内図、タブレット、 携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具 電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、 蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、 寝具、防雨具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウェットティッシュ、 マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	救命ボート
浸水を防ぐための対策	
土のう、止水板、〇〇〇〇	
土砂災害に対する避難を確保するための対策※	
自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、〇〇〇〇	

※事前の対策

8 防災教育及び訓練の実施

毎年4月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年9月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年3月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式7

・洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報入手するための機材、また、市からの災害情報の伝達を受ける機材について入力しましょう。

・施設内の一時避難に備えて、水や食料等の備蓄、衛生用具、医薬品等を備えておきましょう。

・夜間に避難を行うことが想定される場合は電池式照明器具等を備えておきましょう。



【様式5】 防災教育及び訓練の実施

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

※用者にあわせた器具や食事の提供が必要となる場合がある。避難場所での生活に必要な備品などに配慮する。

避難確保資器材一覧（例）

	備品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、 懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内板、タブレット、 携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具 電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、 蛍光塗料
施設内の一時的避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、 寝具、防災具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウェットティッシュ、 マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	救命ボート

漏水を防ぐための対策

土のう、止水板、〇〇〇〇

土砂災害に対する避難を確保するための対策[※]

自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、〇〇〇〇

※事前の対策

8 防災教育及び訓練の実施

毎年4月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

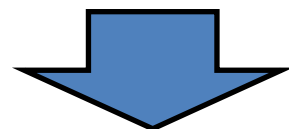
毎年9月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年3月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式7

・**新規採用の職員**を対象に研修を実施しましょう。

・**全施設職員**を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施しましょう。



訓練実施後、「訓練実施結果報告書」を提出してください。

提出先：岐阜市危機管理課

（様式は岐阜市HP「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等」内に掲載しております。）



提出方法

「避難確保計画」の作成、提出と訓練の実施、訓練の報告は、要配慮者利用施設の所有者または管理者の義務です。

避難確保計画

未作成施設は速やかに作成、提出をお願いします。

訓練の実施、報告

避難確保計画に基づいた訓練を実施してください。
訓練実施後、訓練実施結果報告書の提出をお願いします。



書類の提出先と提出部数

避難確保計画

提出先：各施設の岐阜市担当部局

提出部数：1部（最終版は3部）

避難確保計画提出の流れ

- ①施設から担当部局に1部提出
- ②岐阜市担当部局、防災部局、土木部局が内容を確認
- ③岐阜市から施設に内容修正依頼
- ④施設が内容修正
- ⑤施設から担当部局に修正した計画を3部提出（電子メールの場合1通で良い）

訓練実施結果報告書

提出先：岐阜市危機管理課

提出部数：1部（オンライン、メール、郵送等）



計画作成後

- ・避難確保計画は各フロアに保管しましょう。
- ・施設内に避難経路図を貼りましょう。
- ・避難確保計画は関係者全員で共有しましょう。
- ・訓練を実施し、避難確保計画の内容を見直しましょう。

災害から施設利用者、職員の命を
守ることにつながります！！



おわり

ご清聴ありがとうございました。